



監. 総. 文. 情第5331号  
令和4年11月4日

## 非開示決定通知書

NPO法人情報公開市民センター  
理事長 新海 聡 様

警 視 総 監



令和4年10月25日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の件名	警視総監 監. 総. 文. 情第732号 平成27年2月25日一部開示決定通知書の対象となった「ビートルズ来日に伴う警備」を作成編集するにあたって使用した、および使用しなかった、警視庁が撮影した元のフィルム
2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	本件開示請求に係る公文書は、保有しておらず、存在しません。
3 東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期	
4 連絡先	警視庁情報公開センター 電話 03-3581-4321 内線 21532
5 備考	整理番号 323

- 注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁情報公開センター経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。